

# 筑紫野市教職員の働き方改革取組指針

令和3年3月

筑紫野市教育委員会

## (目次)

1	指針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 本指針の位置付け	
	(2) 本指針の趣旨・目的	
	(3) 市教育委員会、学校の責務	
2	本市の超過勤務時間の現状について・・・・・・・・	2
3	本指針の推進等について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1) 「教職員の働き方改革」の推進	
	(2) 取り組みに対する検証	
	(3) 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応について	
4	具体的な取組について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 教職員の意識改革	
	(2) 業務改善の推進	
	(3) 部活動の負担軽減	
	(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等	

## 1 指針について

### (1) 本指針の位置付け

本指針は、教職員の働き方改革取組指針（平成 31 年 4 月 福岡県教育委員会）に基づき、筑紫野市教育委員会及び筑紫野市立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。

※ 本指針の対象は、常勤の教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、助教諭等。以下「教職員」という。）とします。

### (2) 本指針の趣旨・目的

近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中において、教職員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっています。

そのため、教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること、また、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的として、「教職員の働き方改革」をより一層推進するために本指針を策定します。

### (3) 市教育委員会、学校の責務

#### ア 市教育委員会の責務

市教育委員会は、市立学校の教職員の服務監督権者として、本指針を踏まえ、市内の教職員の働き方改革に取り組みます。

#### イ 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組を実施します。そのためには、特に、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、各教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

## 2 本市の超過勤務時間の現状について

近年、教職員の超過勤務時間が増加しています。増加の要因としては、生徒指導上の問題や特別支援教育の対象となる児童生徒の増加など、学校の抱える課題が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大していることが考えられます。また、授業改善や教育活動の一層の充実が求められていること、さらに、中学校においては、週休日における部活動指導の時間が増加していることなどが考えられます。

### ○ 市内全小中学校における出退勤時刻の記録結果（令和2年）

期 間：令和2年6月～令和2年10月

対 象：市内全小中学校の県費教職員のうち、勤務時間がフルタイムの者

調査方法：対象者の出勤時刻、退勤時刻等を記録し超過勤務時間を算出

#### ア 月別平均超過勤務時間

月	月の平均超過勤務時間 (単位：時間)	4 5 時間以上超過勤務者の割合 (単位：%)
6	63.1	73.6
7	54.2	60.1
8	34.0	22.4
9	50.3	55.8
10	53.3	59.6
全体平均	51.1	54.3

#### イ 職種別平均超過勤務時間数

(単位：時間)

職種 (小学校)	月の平均超過勤務時間	職種 (中学校)	月の平均超過勤務時間
校長	33.4	校長	36.1
教頭	61.3	教頭	74.1
主幹教諭 指導教諭	58.5	主幹教諭 指導教諭	74.3
教諭	46.2	教諭	61.5
養護教諭	22.4	養護教諭	41.1
常勤講師・助教諭	33.4	常勤講師・助教諭	71.2
全体平均	44.4	全体平均	62.3

多くの月や職種で半数以上の職員が、文部科学省が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」において定めている教員が業務を行う時間の月の上限である45時間を超過しています。

### 3 本指針の推進等について

#### (1) 「教職員の働き方改革」の推進

教職員の働き方改革の実現のため、長時間勤務の改善に重点的に取り組みます。

そのため、具体的な取り組みとして教育振興基本計画等に位置付け、「教職員の働き方改革」の推進を図ることとします。

#### (2) 取組に対する検証

教育振興基本計画等に位置付けた取組内容について点検・評価を行い検証します。

具体的には、各学校において、勤怠管理システムで集計された超過勤務時間を確認します。

市教育委員会は、各学校から提出された記録をもとに、超過勤務の状況を把握するとともに、必要に応じて各学校に対して、聞き取り・指導等を実施します。

#### (3) 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応について

学校における働き方改革については、令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、同法第7条に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められました。

市教育委員会においては、文部科学大臣が定めた指針に適切に対応できるよう取組をすすめてまいります。

#### 4 具体的な取組について

教職員の働き方改革をより一層推進するための具体的な取組について、以下の4つの観点で実施します。

##### (1) 教職員の意識改革

教職員の長時間勤務を改善するには、無制限無定量の勤務を是とするのではなく、ワーク・ライフ・バランスの実現を含むタイムマネジメントの意識を持ち、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要があります。

取組内容	取組方法
勤務時間の適正な把握	<ul style="list-style-type: none"><li>・全小中学校で、勤怠管理システムにより勤務時間を把握します。</li><li>・市教育委員会は、各校における超過勤務の実情を把握し、業務改善の諸施策を講じます。</li></ul>
定時退校日の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・全小中学校で、毎月2回程度の定時退校日を設定します。</li></ul>
学校閉庁時刻の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・各小中学校で、各校の実情に応じて、学校閉庁時刻を設定します。</li><li>・やむを得ず時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くなりすぎないように時刻を設定します。</li></ul>
学校閉庁日の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・全小中学校で、長期休業期間中に学校閉庁日を設定し、年休取得等の推進を図ります。</li><li>・学校閉庁日は、学校施設の開放は行わず、原則として、部活動も実施しません。</li></ul>
管理職の意識改革	<ul style="list-style-type: none"><li>・市教育委員会が、校長から長時間勤務改善の取組について聞き取りを行います。</li><li>・市教育委員会が各小中学校を訪問し、教職員の業務分担や勤務実態を把握するとともに、必要に応じて、適切な指導助言を行います。</li></ul>
保護者・地域住民の理解・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・働き方改革の取組等について、ホームページや保護者向けチラシを作成し、周知・理解を求めます。</li></ul>

## (2) 業務改善の推進

業務改善を進めるためには、管理職がリーダーシップを発揮し、適切な業務マネジメントを実施すること、職員一人一人が効率的に業務を遂行する意識を持つことが重要です。

また、教職員は教育の専門家であると同時に組織の一員でもあります。組織としての業務遂行についてもより意識することで学校全体の業務効率化にもつながります。

取組内容	取組方法
業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・各小中学校で、「学校現場における業務改善のためのガイドライン（2015、文部科学省）」などを参考に、個人、学校等の単位で会議や学校行事の見直しなどの業務改善を実施します。</li></ul>
授業準備等の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・各小中学校で、教材の共同開発や共用等を推進し、授業準備の効率化を推進します。</li><li>・市教育委員会で、各学校における学力や学習状況等の分析をサポートします。</li></ul>
学校のICT化	<ul style="list-style-type: none"><li>・全小中学校において、校務用端末、校内LANシステムを構築します。</li><li>・市教育委員会で、生徒の基本情報、成績処理、保健管理、入試処理等を一元的に管理する「統合型」校務支援システムの導入による業務の効率化を検討します。併せて、県内（筑紫地区）で統一したシステムの導入に向けた研究を行います。</li></ul>
調査・文書事務の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・市教育委員会で、調査の必要性、内容の重複、頻度、提出期限、様式の簡素化、ICT機器の活用の観点から、調査の見直しを継続的に実施します。</li><li>・各小中学校からの調査に対する回答などについては、当該様式に担当職員名等を記入する欄を設け、鑑文が不要になるようにします。</li></ul>
事業・研修の削減	<ul style="list-style-type: none"><li>・市教育委員会が実施する事業・研修について、必要性・内容の重複・効率性・簡素化・合理化等の視点に基づき、実施の有無、実施時期、実施内容、実施方法等の見直しを継続的に実施します。</li></ul>
学校徴収金収納業務等の省力化の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・各小中学校で、銀行のインターネットバンキングや電子媒体を活用した学校徴収金の口座振替による収納等を促進します。</li></ul>

勤務時間外の電話対応等の負担軽減	・各小中学校に電話の自動音声対応機能を導入し、勤務時間外の電話対応等の負担を軽減します。
------------------	--

### (3) 部活動の負担軽減

部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や教育的側面から意義が高く、学校教育の一環としての役割を果たしていますが、適正・適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動は教職員・生徒ともに様々な弊害を生みます。

教職員の負担軽減のみならず、生徒の健全な成長を促す観点からも部活動の適正化に向けた取組を実施します。

取組内容	取組方法
部活動休養日の設定	・休養日を、週当たり2日以上設けます（平日の少なくとも1日、週休日の少なくとも1日）。
外部指導者の活用	・部活動の外部指導者を配置することで、生徒に専門的な指導を行うとともに、教職員の負担を軽減します。

### (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

教職員の長時間勤務を改善するには、教職員の役割を見直し、専門スタッフ等と連携・分担し、チームとして課題解決に取り組む体制（チーム学校）を整備することが大切です。

また、保護者や地域の協力を得ながら、教育効果を高めていくことも必要です。

教職員が本来担うべき業務に専念でき、子どもと向き合う時間を確保するため、他の職種や専門スタッフの活用、地域や保護者との連携等の取組を推進します。

取組内容	取組方法
スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用	・学校（教職員）が困難な課題を抱え込むことのないよう、教職員以外の心理や福祉等の専門家等※を学校に配置・派遣し、連携・分担する体制を整備しチームとしての学校機能を強化します。 ※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
学校問題解決の支援	・学校だけでは解決が困難な保護者や地域住民との問題がある場合、学校運営に関わる法的な問題が生じるおそれがある場合等に早期解決が図られるよう、市の顧問弁護士等を活用した支援を行います。

<p>事務職員の機能強化・学校運営への参画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同学校事務室を設置し、学校運営体制の強化を図ります。</li> <li>・事務職員の職務を明確化し、より主体的・積極的に校務運営に参画することを推進します。</li> </ul>
<p>コミュニティ・スクールの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールを推進し、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことを目指します。</li> </ul>
<p>地域学校協働活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い地域住民等が参画し、未来を担う子ども達の成長を支え合うよう、放課後の補充学習などの学習支援、遊びやスポーツなどの体験活動などの取組を推進します。</li> </ul>